

特 記 仕 様 書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、広島高速5号線排水設計その他業務に適用する。

- 2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。
 - ・設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島高速道路公社

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。

(総合評価落札方式)

第3条 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（特別簡易型）の適用業務である。総合評価落札方式に係る特記事項については、別添「特記仕様書《総合評価落札方式に係る事項》」のとおりとする。

(業務内容)

第4条 本業務は、広島高速2号線と5号線の連結路に係る排水設計を行うものである。業務内容については、下記のとおりである。

(1) 排水詳細設計 (A)

広島高速2号線と5号線の連結路の橋梁排水等の流末処理（橋面排水流下箇所（N=20箇所）から既設水路までの排水接続まで）について、排水詳細設計を行うものである。

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・設計図
- ・数量計算
- ・流量計算
- ・流域図
- ・照査
- ・報告書作成

(2) 排水詳細設計 (B)

広島高速2号線と5号線の連結路の既設水路へ接続している橋梁排水等の流末処理（橋面排水流下箇所（N=6箇所）について、流量計算及び流域図の排水詳細設計を行うものである。

- ・設計計画
- ・現地踏査

- ・流量計算
- ・流域図
- ・照査
- ・報告書作成

(情報共有システム)

第5条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。本業務で使用する情報共有システムは次のとおりとする。

- ・広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

(管理技術者の配置)

第6条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1107条の管理技術者を定めるものとする。配置する管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-道路、建設部門：道路）、又は国土交通省登録資格技術者（施設分野：道路-業務：計画・調査・設計）の資格を有する者を配置すること。

(管理補助技術者の配置)

第7条 管理補助技術者は、参加表明書提出期限日時点において申請を行った場合のみ配置可能とし、担当技術者と兼ねるものとする。配置する管理補助技術者は、技術士（総合技術監理部門：建設-道路、建設部門：道路）、又は国土交通省登録資格技術者（施設分野：道路-業務：計画・調査・設計）の資格を有する者を配置すること。

(照査技術者の配置)

第8条 本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書第1108条の照査技術者を定めるものとする。配置する照査技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-道路、建設部門：道路）、又は国土交通省登録資格技術者（施設分野：道路-業務：計画・調査・設計）の資格を有する者を配置すること。

(資料の貸与および返却)

第9条 本業務において資料の貸与が必要な場合は、調査職員と協議の上、貸与するものとする。

(関係機関協議資料作成)

第10条

本業務の実施にあたって、次のとおり関係機関との協議資料作成を見込んでいる。なお、協議資料作成時期に変更が生じた場合は、調査職員と協議の上、変更を行うこと。

協議資料作成	協議時期（予定）
排水接続先（広島県及び広島市）への協議資料作成	令和7年11月初旬

（打合せ）

第11条 打合せは、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果物納入時の計5回を見込んでいる。なお、業務着手時および成果物納入時には、管理技術者が立ち会うこと。

（BIM/CIM活用業務）

第12条 BIM/CIM活用業務について

本業務は、BIM/CIM活用業務（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、1～4により実施する。

実施にあたっては、「広島高速道路公社BIM/CIM活用業務実施要領（令和6年4月）」（以下、「実施要領」という。）に基づき、具体的な業務内容及び対象範囲については「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」（国土交通省・令和7年3月）附属資料1「推奨項目一覧」を参考に、調査職員と協議するものとする。

実施内容等について、業務計画書にその概要を記載し、詳細については、BIM/CIM実施計画書に記載するものとする。

1 BIM/CIM実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

- （1） 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- （2） 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- （3） 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- （4） 3次元モデルの作成担当者
- （5） 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。

- （1） 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- （2） 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- （3） 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）

- (4) 成果物
- (5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3 成果の納品

B I M／C I M実施計画書（変更含む）、B I M／C I M実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

4 B I M／C I M活用業務による費用

B I M／C I M活用業務による費用は、活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることから、契約締結後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

受注者は、B I M／C I M実施計画書に基づいた見積書を提出し、発注者は妥当性を確認したうえで費用を計上する。

（成果物）

第13条 本業務の成果物は次のとおりとする。

- ・電子媒体（C D-R等） 2部
- ・紙成果 1部

（労働環境改善「ウィークリースタンス」について）

第14条 本業務は、労働環境改善(ウィークリースタンス)を目的とした業務であり、次により実施する。

- 1 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙－1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙－1」という。を基に確認し設定する。

取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとし、ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として、週1日以上設定する。なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

- 2 受注者は、別紙－1に取組内容を整理し、業務打合せ簿で提出し、受発注者間で共有する。
- 3 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
- 4 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙－2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入して、業務打合せ簿で提出し、これを受発注者間で共有する。なお、別紙については、「広島高速道路公社のホームページ」の「技術管理」＞「技術管理資料」＞「要領・基準等」に掲載してある様式を使用する。

（その他）

第15条 その他、本特記仕様書および共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義を生

じた場合について、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断によって処理してはならない。なお、本業務の契約数量等に変更が生じた場合には、調査職員と協議の上、契約変更の対象とすることもある。

ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

1 基本事項

実施日

業務名			
履行期間	～		
発注者	課名		
	役職名		
	氏名		
受注者	会社名		
	役職名		
	氏名		

2 ノー残業デー

発注者		受注者	
ノー残業デー※１	水曜日、19日、6/30、12/10、3/15	ノー残業デー※１	

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施※3
（１）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない		
（２）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない		
（３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない		
（４）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない		
（５）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する		
（６）その他の項目※2		

※2 （1）～（5）以外で取り組む内容がある場合に記入すること

※3 初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とすること

4 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法

※ 業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取組が実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定

ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

1 基本事項

実施日 令和2年7月1日

業務名	〇〇××測量設計業務委託		
履行期間	令和2年7月1日 ～ 令和3年3月31日		
発注者	課名	〇〇課	
	役職名	総括調査員	主任調査員 調査員
	氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
受注者	会社名	〇〇コンサルタント(株)	
	役職名	(管理技術者)	
	氏名	〇〇 〇〇	

2 ノー残業デー

発注者	受注者
ノー残業デー※1	ノー残業デー※1

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施※3
（１）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない	毎週水曜日（第三者の要求対応を除く）	■
（２）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない	毎週水曜日（第三者の要求対応を除く）	■
（３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない	金曜日等（第三者の要求対応を除く）	■
（４）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない		
（５）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する		
（６）その他の項目※2		
打合せは10時～16時までの時間とする		■

※2 (1)～(5)以外で取り組む内容がある場合に記入すること

※3 初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とすること

4 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法
第三者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日明け日（●曜日）を振替日（休日）とする。 ノー残業デーは第三者等の要求によるものを除き勤務時間外の業務対応を求めない。 〇〇の作業など、短期間での依頼が〇月頃想定され、臨機に対応を図ることとする。

※ 業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取組が実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定

ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）

1 基本事項

実施日

業務名			
履行期間	～		
発注者	課名		
	役職名		
	氏名		
受注者	会社名		
	役職名		
	氏名		

2 ノー残業デー

発注者		受注者	
ノー残業デー※1	水曜日、19日、6/30、12/10、3/15	ノー残業デー※1	

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施※1
（１）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない		
（２）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない		
（３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない		
（４）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない		
（５）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する		
（６）その他の項目		

※1 成果物納入時の打合せにおいて、発注者双方で確認し実施した項目を「■」とすること

4 実施結果

効果・改善点等

※ ウィークリースタンスに取り組んだ、効果・改善点等を記入すること

広島高速 5 号線温品JCT排水設計その他業務 特記仕様書《総合評価落札方式に係る事項》

第1章

総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、広島高速 5 号線温品JCT排水設計その他業務のうち、総合評価落札方式に係る事項に適用する。

第2章

評価内容の担保

第1節 評価内容の担保

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に 5 点を減じるものとする。

第2節 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施体制

- 1 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。
- 2 管理技術者は 1 名とし、担当技術者及び照査技術者は最大 3 名まで配置できる。
また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。
ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者 1 名について記載する。
- 3 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
- 4 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。
この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に 5 点を減じることがある。
- 5 受注者は、「技術資料様式第 4 号」に記載した業務実施場所(特別簡易型のみ)、業務実施体制について、必ず「業務計画書」に記載し調査職員に提出すること。

第3節 担当技術者

- 1 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。
- 2 受注者は、「技術資料様式第7号」に記載した主となる担当技術者 1 名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。
- 3 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第 4 号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第4節 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。
なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断期間は、当該業務の公告日から変更の届け出日までの期間とする。

別記様式第1号

令和 年 月 日

広島高速道路公社 様

受注者
会社名
氏 名

印

担当技術者届

業務名：

次の者を業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

氏 名	担当業務内容	備 考

経歴書（担当技術者）

住所

東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名

□□□□

生年月日

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

学歴

昭和〇〇年〇〇月〇〇大学〇〇学部〇〇科卒業

昭和〇〇年〇〇月〇〇大学大学院〇〇研究科修了

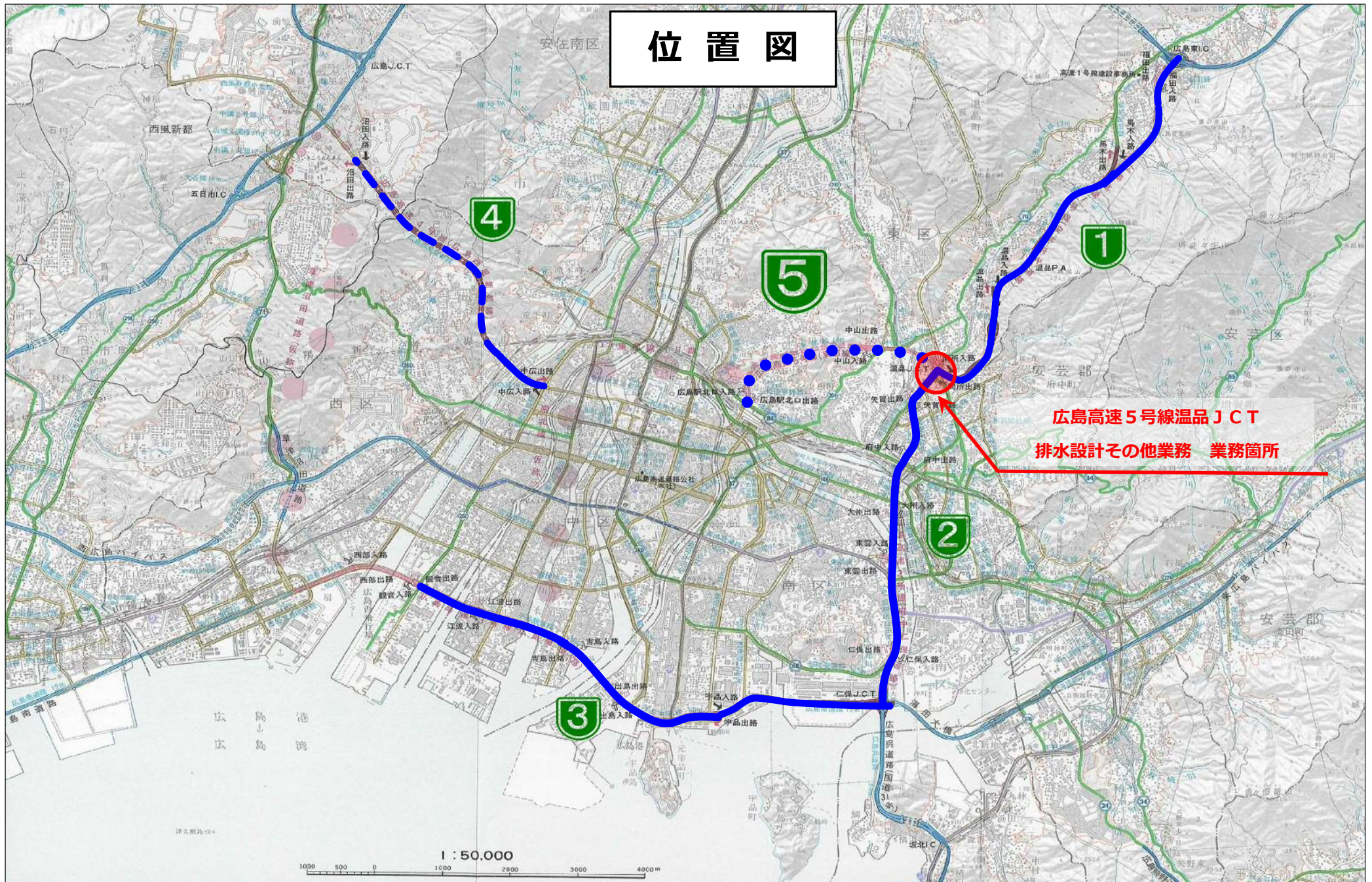
職歴

昭和〇〇年〇〇月〇〇〇〇〇〇株式会社入社

保有資格			
保有資格	技術士 （総合技術監理部門）	資格の有無	有 ・ なし
		選択科目	
		合格年	
		登録番号	
	技術士	資格の有無	有 ・ なし
		技術部門	
		合格年	
		登録番号	
	R C C M	資格の有無	有 ・ なし
		専門とする部門	
		合格年	
		登録番号	
	その他	資格の名称	有 ・ なし
		選択科目	
		合格年	
		登録番号	

業務経歴			
担当業務の 主な経歴	年月	業務名	発注機関

位置図



広島高速5号線 温品JCT 全体平面図 S=1:1000

業務内容

【排水詳細設計(A)】

- 排水設計延長 L=0.68km
- 橋面排水流下箇所 合計 N=20箇所
- ・中山P1 N=2箇所
- ・P5 N=1箇所
- ・P4 N=2箇所
- ・P3 N=2箇所
- ・CP4 N=1箇所
- ・CP5 N=1箇所
- ・CP6 N=1箇所
- ・CP7 N=2箇所
- ・CP8 N=1箇所
- ・CP9 N=1箇所
- ・DP3 N=1箇所
- ・DP4 N=1箇所
- ・DP5 N=1箇所
- ・DP6 N=1箇所
- ・DP8 N=1箇所
- ・DP9 N=1箇所

【排水詳細設計(B)】

- 橋面排水流下箇所 合計 N=6箇所
- ・PA18(Cランプ第2橋側) N=1箇所
- ・PA19(Cランプ第2橋側) N=1箇所
- ・P1(Cランプ第2橋側) N=1箇所
- ・PA18(Dランプ第3橋側) N=1箇所
- ・PA19(Dランプ第3橋側) N=1箇所
- ・P1(Dランプ第3橋側) N=1箇所

【業務内容】

排水詳細設計 (A)

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・設計図
- ・数量計算
- ・流量計算
- ・流域図
- ・照査
- ・報告書作成

排水詳細設計 (B)

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・流量計算
- ・流域図
- ・照査
- ・報告書作成

凡例

- 排水設計業務範囲
- 既設橋

